

川崎市宅地防災工事助成金交付要綱

〔 20 川ま情第 2534 号
平成 21 年 2 月 12 日
市 長 決 裁 〕

(目的)

第 1 条 この要綱は、宅地災害の防止又は復旧等を目的とした工事を行おうとする者に対し、当該工事に係る費用の一部を川崎市が助成することにより、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

2 宅地災害の防止又は復旧等を目的とした工事に対する資金の助成については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年 3 月 21 日川崎市規則第 7 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 助成金

この要綱の規定に基づき、市長が交付する助成金をいう。

(2) 崖

地表面が水平面に対し、30 度以上の角度をなす斜面地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

(3) 人工崖

擁壁の設置された崖、その他切土又は盛土により人工的に形成された崖をいう。

(4) 自然崖

人工崖以外の崖をいう。

(5) 崖崩れ

崖の崩壊による災害をいう。

(6) 所有者等

土地の所有者、管理者又は占有者をいう。

(7) 公共施設

本市が管理する道路、河川その他の公共の用に供する施設をいう。

(8) 私道

建築基準法第 42 条第 1 項に規定する道路（同項第 1 号に該当するものは除く。）及び同条第 2 項の規定により同条第 1 項の道路とみなされた道で、通常一般の通行の用に供しているもののうち、本市が管理しないものをいう。

(9) 宅地防災工事

当該崖を有する土地の所有者等が行う工事で、崖崩れが発生するおそれがある崖の崖崩れの防止又は崖崩れが発生した崖の復旧を目的とし、次に掲げる技術的基準に適合するものをいう。

ア 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）

イ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

ウ その他防災効果が適当であると市長が認めるもの。

(10) 宅地減災工事

当該崖を有する土地の所有者等が行う工事で、崖崩れが発生するおそれがある崖の変状又は変形の進行の抑制を目的とし、補修・補強等を行うことによる減災効果が適当であると市長が認めるものをいう。

(11) 改善要望

市長が、崖崩れが発生するおそれがある崖又は崖崩れが発生した崖を有する土地の所有者等に対し、当該崖の改善措置を行うよう求めることをいう。

(12) 市内中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいい、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登録簿上の本店がある企業）をいう。ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者をいう。

(助成金額)

第3条 市長は、予算の範囲内において、宅地防災工事（以下「防災工事」という。）に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の1かつ、300万円を限度として、助成金を交付することができる。また、宅地減災工事（以下「減災工事」という。）に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の1かつ、100万円を限度として、助成金を交付することができる。

2 土地所有者が異なる一連の崖について、当該崖を有する複数の土地の所有者等が共同して防災工事を行う場合の助成金の額は、各々が当該工事について負担する金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の1とし、かつ、各々につき300万円を限度とする。また、同様の場合における減災工事の助成金の額は、各々が当該工事について負担する金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の1とし、かつ、各々につき100万円を限度とする。なお、各々の負担金額は、原則として、各々が行う工事内容に応じて算出するものとするが、同一規格の擁壁等が連続する場合は、各々が所有する擁壁等の見付け部分及び基礎部分を合わせた面積の割合に応じて算出するものとする。

3 前2項の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 防災工事又は減災工事を行うにあたり、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に必要な事項を記載し、その旨を市長に申請し、助成金の交付の決定を受けなければならない。なお、規則第3条第1項第3号に規定する補助事業等の経費の配分については、同第3項の規定により、記載を省略するものとする。

2 当該崖を有する土地の所有者等が共同して防災工事又は減災工事を行う場合は、当該崖を有する土地の所有者等の中から選任された代表者を申請者としてすることができる。なお、この場合は、防災工事又は減災工事の施工及び助成金の受領について、他の所有者等全員の承諾を得るものとする。

3 前項にかかわらず、区分所有の共同住宅のため、当該崖を有する土地の所有者が複数いる場合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に基づき構成された団体の代表者を他の区分所有者から委任を受けた申請者とし、助成金に関する一切の手続きを行うものとする。

4 第1項の申請書には、規則第3条第2項第3号の規定により、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。なお、同項第1号及び第2号に規定する事項については、同第3項の規定により、記載を

省略するものとする。

- (1) 当該申請に係る工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項に規定する許可を受けたものにおいては許可証の写し、建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けたものにおいては確認済証の写し
 - (2) 工事見積書
 - (3) 公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図）の写し
 - (4) 当該崖を有する土地の登記事項全部証明書
 - (5) 申請者の住民票
 - (6) 当該崖を有する土地の固定資産税・都市計画税納税証明書
 - (7) 工事概略書（同項（1）以外の工事を行う場合）
 - (8) 位置図、地形図（現況図）、造成計画平面図、造成計画断面図、排水施設計画平面図、擁壁等の構造図、擁壁等の展開図
 - (9) 誓約書
 - (10) 委任状（申請手続きを委任する場合）
 - (11) 申請者の印鑑証明書（申請手続きを委任する場合）
 - (12) 土地所有者の同意書（土地所有者と申請者が異なる場合）
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 5 第1項の申請は、改善要望又は宅地造成及び特定盛土等規制法第22条第2項の勧告（以下「勧告」という。）若しくは同法第23条第1項の規定による命令（以下「改善命令」という。）を受けた日から原則として1年以内に行わなければならない。ただし、改善命令を受けている場合においては、減災工事の申請をすることはできない。
- 6 第1項の申請は、一つの建築敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地）につき、一つとする。なお、建築敷地以外の場合においては、その土地利用の態様から市長が判断する。
- 7 第1項の申請は、既に、当該助成金の交付を受けて工事が行われた土地については、これを行うことができない。
- 8 第1項の申請は、原則として、申請をする年度の3月15日までに工事を完了するものとする。
- 9 第1項の決定を受ける前に、防災工事及び減災工事に着手してはならない。
- 10 市長が緊急に防災工事を要すると認める場合は、第7項から第9項の規定を適用しないことができる。

（市内中小企業者への優先発注）

- 第5条 申請者は、助成金の交付想定額が100万円を超える工事の発注を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。
- (1) 1件の金額が100万円を超えるとき。
 - (2) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 申請者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録され地域区分が市内、かつ企業規模が中小として登録されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住

所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

3 第1項ただし書きに規定する入札又は2者以上の見積書の徴収を行わない場合は、工事の特殊性・専門性等により施工・調達が困難であり、市内中小企業者で取扱いがない等のやむを得ない理由の他、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助対象工事と他の工事・業務が一体不可分である場合。
- (2) 保証や安全性・信頼性の観点から特定の業者に限定される場合。
- (3) 災害復旧のため、緊急性が高い場合。
- (4) 申請者が自ら工事を実施する場合。
- (5) 交付申請の受付時点で既に特定業者と契約を締結している場合。

(交付の決定)

第6条 市長は、第4条第1項の申請があったときは、当該申請の内容について審査し、次に掲げる基準に適合しており、かつ、その申請手続きがこの要綱に違反していないと認めるときは、速やかに助成金の交付を決定するものとする。

(1) 防災工事又は減災工事が行われる土地（以下「工事区域」という。）は市内であり、かつ、次のいずれにも該当しないこと。

ア 営利を目的とする不動産事業の用に供する土地

イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項から第3項までの規定による監督処分を受けている土地

ウ 建築基準法第9条第1項の規定による命令を受けている土地

エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定による監督処分を受けている土地

オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号、以下「急傾斜地法」という。）第8条第1項の規定による監督処分を受けている土地

カ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第21条第1項の規定による監督処分を受けている土地

キ 規則、関係法令又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反していると認められる土地

(2) 防災工事又は減災工事が、以下に掲げる要件を満たす崖に対して行われるものであること。

ア 高さが2メートルを超えること。

イ 人工崖の場合、築造後10年を経過していること。

ウ 崖が崩壊した場合の影響範囲に、現に居住の用に供する建築物（ただし、当該崖を有する土地の所有者等が居住する建築物を除く。）、公共施設又は第三者が日常的に通行する私道が存すること。

エ 前ウに関する影響範囲は、崖の上端からの水平距離がその高さと同じとなる範囲（ただし、崖下の方向を除く。）又は当該崖の下端からの水平距離がその高さの2倍以内となる範囲とする。

(3) 防災工事又は減災工事の完了後に土地利用が図れる平坦地の広さが、工事着手前と同規模であること。
(ただし、防災機能向上に資する施設の一部又はその全部を設置する事ができない場合については、この限りでない。)

(4) 工事区域は、建築基準法第42条第2項の道路後退や都市計画法第29条の開発行為に伴う道路拡幅を要しないこと。

(5) 申請者が、次に掲げる事項を満たしていること。

ア 工事区域の所有者等であること。

イ 改善要望又は勧告若しくは改善命令を受けていること。

ウ 申請者が工事区域の管理者又は占有者の場合は、工事区域の土地の所有者から、防災工事又は減災工事を行うことについて同意を得ていること。

(6) 工事区域の土地の所有者が、個人であること。

(7) 防災工事又は減災工事により施工される構造物の色彩等が周辺環境と調和していること。

2 市長が緊急に防災工事を要すると認める場合は、前項第2号イ、エ、第4号及び第6号に掲げる基準は適用しないことができる。

(交付の条件)

第7条 市長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該助成金の交付について条件を付すものとする。

(交付等の決定の通知)

第8条 市長は、助成金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の不交付を決定したときは、速やかにその決定及びその理由を、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による通知の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して60日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

3 申請者は、前条の規定による通知を受ける前に、助成金の交付の申請の取下げをすることができる。

(工事の着手)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者は、防災工事又は減災工事に着手したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に届け出なければならない。

(1) 工事着手届

(2) 発注実績報告書

(3) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書

2 助成金の交付の決定を受けた者が当該工事の契約書の取り交わしを行った場合は、前項第1号の工事着手届に、その契約書に関する書類を添えるものとする。

3 第1項第2号については、第5条第1項の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合に結果の分かる書類の写しを添付して提出するものとする。

4 第1項第3号については、第5条第3項の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(助成金の交付の変更決定等)

第 11 条 助成金の交付の決定を受けた者は、その決定内容のうち、防災工事又は減災工事に要する費用を変更しようとする場合においては、次に掲げる書類を添えて市長に申請し、その決定を受けなければならない。

- (1) 変更内容を示した書類
- (2) その他市長が求める書類

2 助成金の交付の決定を受けた者は、その決定内容を変更しようとする場合（第 1 項の決定を受ける場合を除く。）においては、市長の承認を受けなければならない。ただし、変更の承認の申請に係る内容が軽微なときは、この限りでない。

3 第 6 条から第 9 条までの規定は、第 1 項の決定について準用する。

（工事の廃止）

第 12 条 助成金の交付の決定を受けた者が、防災工事又は減災工事を取りやめようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、防災工事又は減災工事に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（工事の完了）

第 13 条 助成金の交付の決定を受けた者は、防災工事又は減災工事が完了したときは、当該工事の成果及び助成金に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書に、以下に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 防災工事又は減災工事完了届
- (2) 竣工図
- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 17 条第 2 項又は建築基準法第 7 条第 5 項の検査済証の写し（防災工事のみ）
- (4) 防災工事又は減災工事の写真
- (5) 防災工事又は減災工事費用の精算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定等）

第 14 条 市長は、前条の報告を受けた場合において、その報告に係る防災工事又は減災工事の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第 15 条 前条の通知を受けた者が、助成金を請求しようとするときは、速やかにその旨を市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理した場合において、その内容が適当であると認めたときは、申請者に対し、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法又は建築基準法に違反したとき。
- (3) 土砂災害防止法又は急傾斜地法に違反したとき。
- (4) 第5条の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、その決定及びその理由を、速やかに申請者に通知するものとする。

(擁壁等の維持管理)

第17条 防災工事又は減災工事完了後の擁壁等の維持管理は、工事区域の所有者等が適正に行わなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第18条 助成金の交付の決定を受けた者は、その権利を他の者に譲渡してはならない。ただし、当該決定を受けた者の相続人その他の一般承継人については、市長の承認を受けることで、その権利を承継することができる。

(土地の処分の制限)

第19条 助成金の交付を受けて築造された擁壁等を有する土地は、市長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 規則第17条ただし書に規定する市長が定める期間は、5年とする。

(工事の報告等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、防災工事又は減災工事の施工状況に関し、助成金の交付の決定を受けた者又は当該工事を行う者に報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定に基づく報告の内容が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って防災工事又は減災工事が行われていないと認めるときは、助成金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示を行うことができる。

(その他事項)

第21条 この要綱の施行に関して必要な事項は、まちづくり局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(川崎市宅地等防災工事資金融資要綱等の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 川崎市宅地等防災工事資金融資要綱（昭和53年7月1日）
- (2) 川崎市宅地等防災工事資金利子補給金交付要綱（昭和53年7月1日）

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。